

土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する告示等の公布及び意見募集の結果について



環境省は、平成 31 年 1 月 30 日、以下の告示を公布しました。あわせて、平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで実施した意見募集（パブリックコメント）の結果を公表しました。

- ①土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件
- ②地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件
- ③土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件
- ④土壌含有量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件

<改正内容の概要>

1.特定有害物質の見直し

- ・上記告示①～③において「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改正する。等

2.土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号）に規定される試薬等の見直し

(1) 試薬（第 2 測定方法 2.試薬関係）

- ・混合標準液の原液について、「すべての試料採取等対象物質を 1mg/ml 含む混合標準液の原液」に改正する。等

(2) 分析装置（第 2 測定方法 3.器具及び分析装置関係）

- ・加熱脱着装置を装着したガスクロマトグラフを使用することができることとする。

(3) 測定機器への導入量等の操作（第 2 測定方法 4.操作関係）

- ・加熱脱着装置を介して分析装置に土壌ガスを導入する場合の導入量は、作成した検量線の範囲内に入るように調節する。等

3.土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号）における検液作成方法の見直し

- ・採取した土壌の風乾は、30℃を超えない温度で行うこととする。粗砕を行う際には、土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わないこととする。（付表 2 関係）
- ・塩酸溶液（1mol/l）の調製に用いる水については、日本工業規格 K0557 に規定する A3 又は A4 のものとする。（付表 3(1)、(2)、(3) 関係）
- ・振とうの方向は水平方向とする。（付表 3(1)、(2) 関係）

<施行期日>

平成 31 年 4 月 1 日

当社では、土壌汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019 年 1 月 30 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 金井佑生

